

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照表

○水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）

（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第二（第九条の三関係）			別表第二（第九条の三関係）		
有害物質の種類	（略） トリクロロエチレン	（略）	有害物質の種類	（略） トリクロロエチレン	（略）
基準値	（略） 一リットルにつき〇・〇一ミリグラム	（略）	基準値	（略） 一リットルにつき〇・〇三ミリグラム	（略）
備考	（略）		備考	（略）	

○排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		別表第一（第一条関係）	
備考 (略)	(略)	(略)	有害物質の種類
	(略)	(略)	許容限度
備考 (略)		別表第一（第一条関係）	
備考 (略)	(略)	(略)	有害物質の種類
	(略)	(略)	許容限度